

保健福祉・協働委員会委員長報告

保健福祉・協働委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、甲第101号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第2号）、ほか3件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程で特に議論となりました、甲第101号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、新型コロナワクチン定期接種事業についてご報告いたします。

本事業は、重症化予防を目的に、定期接種に移行した新型コロナワクチン予防接種を実施するものです。

定期接種は、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳で重症化リスクの高い方を対象に、本年10月から12月までを接種期間とし、自己負担額は3,260円、市民税非課税世帯は1,630円、生活保護世帯等は無料で予防接種を受けることができます。

委員から、対象者への通知や接種手続きはどのようになるのか、との質問があり、当局から、現在、定期接種が可能な医療機関の受付をしている段階であり、医療機関の数がある程度まとまった段階で市民の皆様へ周

知をする予定としている。また、このたびから定期接種となるため、対象者への通知はなく、季節性インフルエンザワクチン予防接種と同様、各自で医療機関へ申し込みをしていただき、問診等を経て予防接種を受ける形になる、との答弁がありました。

次に、委員から、自己負担額3,260円の積算根拠について質問があり、当局から、現時点で薬剤費の単価が決定しておらず、そのため、厚生労働省が示している定期接種対象者の自己負担額の上限7,000円をベースに、本市としてどこまで軽減できるか検討した結果、このたびの自己負担額としたものである、との答弁がありました。

以上、本委員会における議論をご報告いたしましたが、このほかにも審査の過程で、さまざまな意見や要望が出されました。当局におかれましては、それらの意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添え、保健福祉・協働委員会の報告を終わらせていただきます。